

よくわかる！金融商品会計 第4回

2020年11月27日

全6頁

金融商品の発生の認識

金融商品はいつ財務諸表に計上すればよいのか？

金融調査部 研究員 斎藤航

有価証券を含む金融商品を財務諸表に計上する「発生の認識」をどのタイミングで行うかは、会計処理に当たって重要なポイントとなります。金融商品会計基準では、金融商品の発生の認識について、通常の商品等の売買とは異なる規定がされています。今回は、金融商品の発生の認識について詳しく見ていきます。補論では、有価証券の売買における買い手側の会計処理例も示しています。

発生の認識：金融資産・金融負債を財務諸表に計上するタイミングは原則約定日

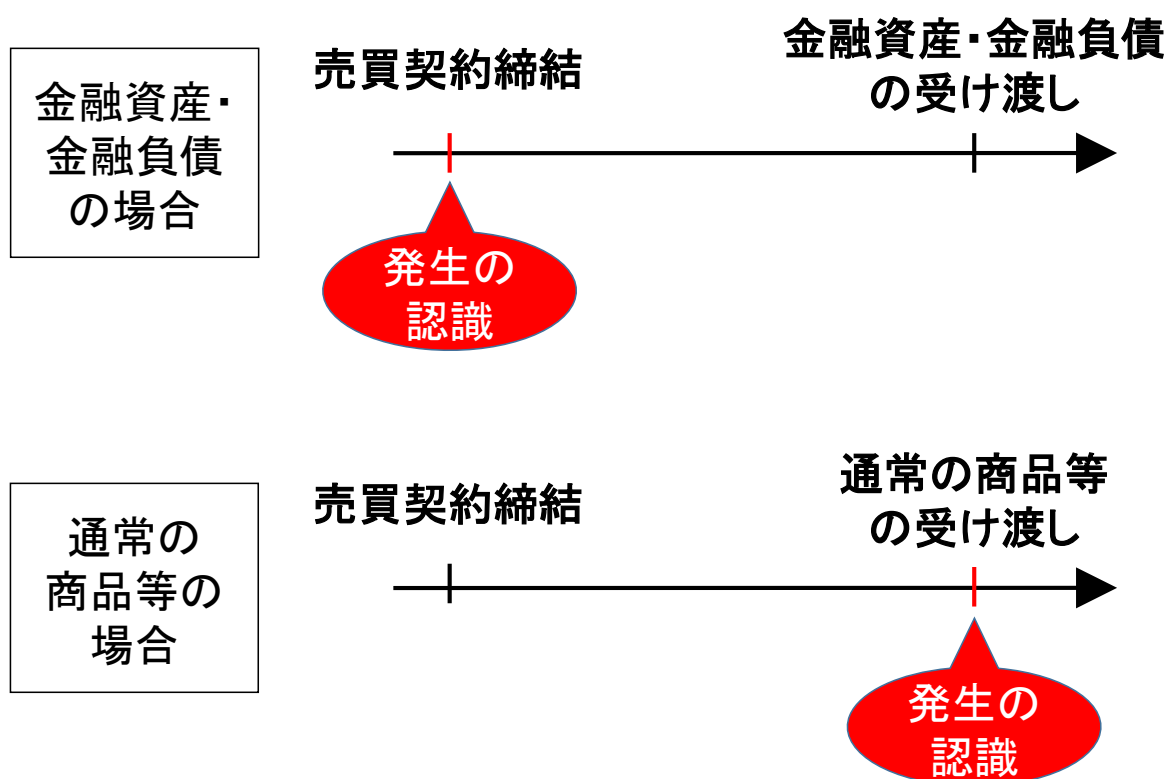
金融商品を財務諸表に計上するタイミングは、会計処理に当たって重要なポイントです。こうしたそれまで財務諸表に計上していなかったものを新たに計上することを「発生の認識」といいます。金融資産・金融負債の発生の認識は、通常の商品等の売買やサービスの提供の対価として現金など（金銭債権債務¹）を計上する場合とは異なる規定がされています（図表1）。

通常の商品等の売買などの場合、商品等の受け渡しを完了した時点でその発生を認識します。これは、商品等の受け渡しを完了することによって、対価として現金などを支払う義務が買い手に発生する（逆に現金などを受け取る権利が売り手に発生する）と考えられるからです。例えば、衣料品店が仕入れ先から衣服（商品）を仕入れる場合、商品である衣服を仕入れ先から受け取った（衣服の受け渡しを完了した）際に、その発生を認識します。

一方で、金融資産・金融負債自体を対象とする取引は原則として売買契約を締結した際（以下、約定日とします）に発生を認識しなければなりません。通常の商品等の売買と比較すると、金融資産・金融負債は約定日からその価値（時価）が変動するリスクなどがあり、そのリスクを避けるため約定日に発生を認識します。

¹ 受取手形・売掛金、支払手形・買掛金なども含みます。

図表1 発生の認識のタイミングの違い



（出所）企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」より大和総研作成

有価証券の発生の認識：約定日基準と修正受渡日基準

第3回では、有価証券の購入から記帳・計算の流れを説明し、有価証券の取引認識時期（新たに財務諸表に、取得価額を計上したり譲渡損益を計上したりするタイミング）をいつにするかが重要ということ述べました。有価証券の取引の発生を認識するタイミングとして、金融商品会計基準（金融商品会計に関する実務指針）では次の二つの方法が認められています²。

- ① 約定日基準（原則的な方法）
- ② 修正受渡日基準（簡便的な方法）

約定日基準は、約定日に、買い手が有価証券を財務諸表に計上する方法です³。第2回で説明した通り、有価証券は金融資産に該当するため、約定日に発生を認識することが基本です。

² 約定日から受渡日までの期間が市場の規則または慣行に従った「通常の期間」である場合に認められています。東京証券取引所における上場株式等の売買取引の場合には、原則として約定日を含めて3営業日目に決済が行われますが、この3営業日が「通常の期間」に該当するものと考えられます。

³ 逆に、売り手は、約定日に当該有価証券の財務諸表への計上をやめます（「消滅の認識」といい、詳しくは第5回で扱います）。

一方で、修正受渡日基準という簡便的な方法も認められています⁴。修正受渡日基準では、買い手は約定日に有価証券を計上せず、通常の商品等の売買の場合と同様に、受渡日に有価証券を認識します。その代わり、約定日から受渡日の時価の変動をきちんと反映させます（約定日と受渡日が同じ期に属する場合は、時価の変動の認識はありません）⁵。なお、修正受渡日基準を採用する場合、翌期以降も継続的に修正受渡日基準で会計処理をしなければいけません。

約定日基準と修正受渡日基準による有価証券の買い手側の会計処理例は次ページの[補論 1](#)に記載しています。

今回は、今回とは逆の、それまで財務諸表に計上していた金融商品の計上をやめる「**消滅の認識**」について見ていきます。

（次回予告：第5回 金融商品の消滅の認識）

⁴ 修正受渡日基準では約定日に有価証券を計上しない点で簡便的だといえます。

⁵ 修正受渡日基準では、売り手は譲渡損益のみを約定日に認識します。詳しくは第5回で扱います。

補論1：有価証券の売買における買い手側の会計処理例

以下の条件の下、有価証券の売買契約を締結したとし、買い手側の会計処理例を示します⁶。詳しくは、別の回で説明しますが、有価証券にはいくつか種類があります。説明の都合上、その中でも、売買目的有価証券という短期間の価格変動による収益の獲得を目的とする有価証券を想定します。売買目的有価証券は、期末時点の時価と取得価額（約定した価額）の差額を当期の損益（有価証券運用益または有価証券運用損）として計上します。

条件

A社とB社（いずれも3月決算）は図表2のような有価証券（例えば上場株式）の売買契約を締結しました。日本の上場株式取引のルール（現行）では、約定日の2営業日後に受け渡し・決済を行うこととなっているため、売買例でも約定日（3/30）の2営業日後である4/1を受渡日とします。

図表2 有価証券の売買例

3/30	約定日	時価:1,000円
3/31	A社・B社期末日	時価:1,010円
4/1	A社・B社期首日 ／受渡日	時価:1,030円

（出所）大和総研作成

1. 約定日基準による買い手側の処理例

【3/30 取引約定日】

前述の通り、約定日基準では、売買が成立した約定日に、買い手は有価証券を貸借対照表に計上します。資産の増加に当たるため、有価証券を借方に計上します⁷。一方、決済は行われていないため、借方の有価証券に対応する金額を未払金（負債）として貸方に計上します。

（借方）		（貸方）	
有価証券	1,000円	未払金	1,000円

【3/31 期末日】

売買目的有価証券の場合、約定日（約定価額1,000円）と期末日（時価1,010円）の間に生じた評価益は損益計算書に有価証券運用益として計上します。仕訳では、収益の発生は貸方に計上するため、有価証券運用益は貸方に記入します。それに対応する形で、借方に有価証券を計上

⁶ 売り手側の会計処理例は、第5回で示します。

⁷ 仕訳のルールについては、[補論2](#)（6ページ）を参照してください。

します。こうすることで、有価証券を期末日の時価で評価でき、その価値を正しく把握することができます。

(借方)		(貸方)	
有価証券	10円	有価証券運用益	10円

【4/1 期首日・受渡日】

期末日である 3/31 に、有価証券を時価（その時点での価額）で評価し直すために、有価証券運用益を計上しました。しかし、そうすると、有価証券の帳簿価額は「取得価額＋有価証券運用益」となり、取得価額とは異なってしまいます。そこで、後日譲渡（売却）する際に譲渡損益（＝譲渡価額－取得価額）をわかりやすくするために、前期末に収益として計上した有価証券運用益を取り崩し、有価証券の帳簿価額を取得価額に戻すという仕訳を期首日である 4/1 に行います。つまり、収益として貸方に計上していた有価証券運用益を借方に戻すことで有価証券運用益が相殺され、有価証券が取得価額に戻り、後日譲渡（売却）した際の譲渡損益がわかりやすくなります。これを洗い替え方式と呼びます⁸。

(借方)		(貸方)	
有価証券運用益	10円	有価証券	10円

また、4/1 は受渡日でもありました。受渡日に決済の仕訳を行います。時価が 1,030 円となっていますが、時価と取得価額（約定した価額）の差額は受渡日には計上しません⁹。決済を行い、現金（代金）を支払うので、未払金を現金に振り替えます。

(借方)		(貸方)	
未払金	1,000円	現金	1,000円

2. 修正受渡日基準による買い手側の処理例

【3/30 取引約定日】

修正受渡日基準では、約定日に有価証券を計上しません。そのため、仕訳なしとなります。

【3/31 期末日】

約定日基準と同様です。受渡日まで損益のみ計上します。

(借方)		(貸方)	
有価証券	10円	有価証券運用益	10円

⁸ 売買目的有価証券は、期末日の有価証券運用益（損）をそのまま翌期首に引き継ぐ切放し方式も認められています。

⁹ 受渡日が属する期の末日まで有価証券を保有していた場合、受渡日が属する期の末日に、約定価額と受渡日が属する期の末日の時価との差額を、受渡日が属する期の損益に計上します。

【4/1 期首日・受渡日】

約定日基準と同様に、前期末で計上した有価証券運用益を借方に戻します（洗い替え方式）。

(借方)		(貸方)	
有価証券運用益	10円	有価証券	10円

後半の仕訳は約定日基準と少しだけ異なります。約定日に有価証券を計上していないため、借方の勘定科目が未払金ではなく、有価証券となります。

(借方)		(貸方)	
有価証券	1,000円	現金	1,000円

補論2：仕訳のルール

企業は日々様々な取引を行っており、そうした取引を帳簿に記録する必要があります。これを仕訳といいます。仕訳は借方（左側）と貸方（右側）に分けて書きますが、どちらに書くかについてルールが存在します。仕訳に記録する科目としては、大きく、資産・負債・資本・費用・収益に分かれています。今回は、資産・負債・収益が出てくるため、これらについて簡単に説明します。

資産は、将来的に企業に収益をもたらすと期待されるものです。負債は、将来的に企業にとって経済的負担になるものです。収益は、企業の事業活動の結果生み出された利益と捉えられます。そして、借方・貸方のどちらに記録するかは、以下のルールに従います。

- ① 資産の増加は借方（左側）に記録
- ② 資産の減少は貸方（右側）に記録
- ③ 負債の増加は貸方（右側）に記録
- ④ 負債の減少は借方（左側）に記録
- ⑤ 収益の発生は貸方（右側）に記録

以上